

窃盗

傷害

No!

と

飲酒

喫煙

No!

# 非行少年 不良行為少年

## その違い知ってますか!

非行少年とは

窃盗や傷害、詐欺などの罪を犯した20歳未満の青少年

不良行為少年とは

深夜徘徊や飲酒、喫煙、暴走行為、不健全娯楽などの行為をした20歳未満の青少年



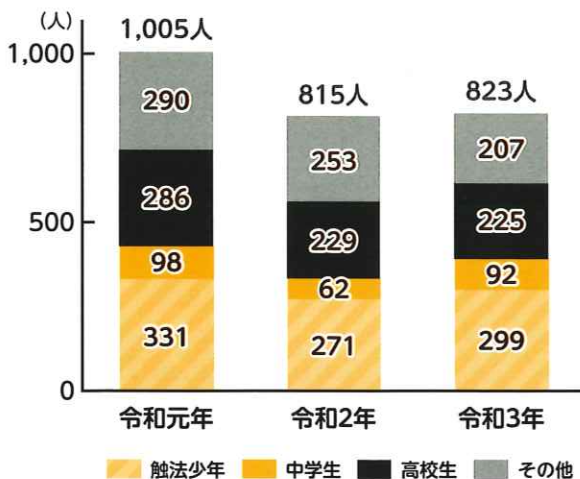
## 北海道の少年非行の状況 (令和3年)



### 非行少年

非行少年986人のうち、窃盗犯、粗暴犯、凶悪犯などの刑法犯で検挙・補導された少年は823人(全体の83%)

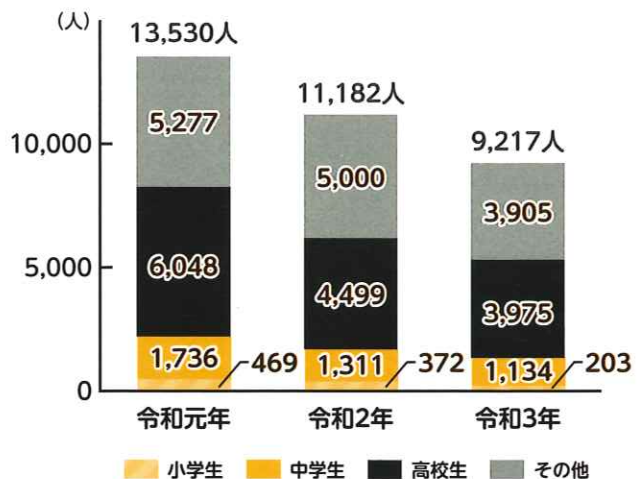
【刑法犯で検挙・補導された非行少年(学職別)】



### 不良行為少年

補導された9,217人のうち「喫煙」が35.9%、「深夜徘徊」が31.9%を占めています。学職別では高校生が43.1%、中学生が12.3%となっています。

【不良行為少年の補導件数(学職別)】



※触法少年の件数は14歳になっていない中学生と小学生を足したものの

出典：少年非行の現状(令和3年)北海道警察本部生活安全部少年課より



# 知っていますか? すべて犯罪です



## 暴力

気に入らないなどといって人に暴力を振るうのは犯罪です。  
けがを負わせたりすると、治療費負担などの責任を負います。

暴行…2年以下の懲役又は30万円以下の罰金など  
傷害…15年以下の懲役又は50万円以下の罰金



## 建物への侵入や物を壊す

勝手に夜中の学校に入ったり遊びで空き家に入ることも犯罪になります。  
ガラスを割ったり、物を壊すことも犯罪になります。

建造物侵入…3年以下の懲役又は10万円以下の罰金  
器物損壊等  
……………3年以下の懲役又は30万円以下の罰金など



## 放置自転車の使用

他人の自転車を勝手に乗ることも窃盗になります。  
捨ててあるように見える自転車を自分のものとして使用することも横領という犯罪になります。

遺失物横領・占有離脱物横領  
……………1年以下の懲役又は10万円以下の罰金



## 万引き

万引きは、窃盗という犯罪です。精算前の商品をポケットやバッグの中に入れた場合、店内であっても窃盗罪になります。  
盗まれたものを買ったり、もらっても犯罪になります。

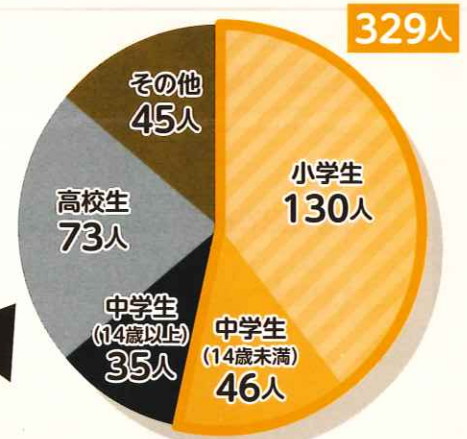
窃盗…10年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
盗品譲り受け等  
……………10年以下の懲役又は50万円以下の罰金

## 青少年による万引きの53.5%が14歳未満の犯行!!

刑法では刑事責任年齢を14歳としているので、14歳以上はたとえ中学生でも犯罪少年になってしまいます。



【万引きで検挙された青少年】



出典: 少年非行の現状 (令和3年) 北海道警察本部生活安全部少年課 より

## 保護者・ご家族のみなさまへ

青少年を非行に走らせないためには、家庭における生活環境が重要な役割を果たします。社会的なマナーをはじめ、自制心や自立心、人を思いやる心を身につける家庭教育が望まれます。子どもとともに歩む親子関係を築いていきましょう。